

元気なまちづくりを目指すため交付しています

旭市定住促進奨励金

旭市への人の流れをつくり元気なまちづくりを目指すため、市内に定住する意思を持って住宅を取得し転入した人に、定住促進奨励金の交付を行っています。



交付要件

- 平成24年1月1日以後に住宅を取得（自ら新築したか、新築住宅や中古住宅を購入し、所有権登記をしたもの）し、定住するために市内に転入している。
- 住宅の取得日と転入日との間に1年以上の期間がない。
- 転入の日から起算して、3年以上市外に住所を有していた。
- 交付申請時に市内に定住している。
- 世帯全員が市税などを滞納していない。
- 過去に定住促進奨励金の交付を受けていない。

奨励金の額

50万円

申し込み方法

企画政策課にある申請書と誓約書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。申請書などは市ホームページからもダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ先

企画政策課企画調整班

☎62・5307

認知症になっても安心して暮らし続けられる旭をめざして あなたも認知症サポーターになりませんか

認知症の人と接するには、認知機能が低下していることを知っておくことが重要です。認知症の人への正しい対応を学び、地域や職場で認知症の人を支援しましょう。

認知症サポーターって何をするの

認知症サポーターは認知症の人やその家族が、安心して穏やかに暮らせるように支援をする応援者です。サポーターだからといって特別なことをする必要はありません。認知症についての知識や情報を近所の人や友達と共有したり、認知症で困っている人を見掛けたら声を掛けたりと、できる範囲で認知症の人のサポートをします。

認知症の人への対応の心得 三つの「ない」

- 驚かせない
- 急がせない
- 自尊心を傷つけない



オレンジリングはサポーターの証し

認知症サポーターになるには

サポーター養成講座は寸劇などを交えて、分かりやすく学ぶことができます。地域や職場、学校など10人以上のグループで、講座開催希望日の1か月前までに旭市地域包括支援センターに申し込んでください。受講した人には、サポーターの証しとしてオレンジリングが贈られます。

申し込み・問い合わせ先

旭市地域包括支援センター（☎62-5433・高齢者福祉課高齢者班内）